

フンを記載し、「(手数料の表示)」の欄の次に「(その他)」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○、意匠番号○○○」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の番号と意匠の番号を記載する。」を加え、同備考の次に次のように加える。

3 もとの出願が国際意匠登録出願にあつては、「【特許出願人】」の欄の「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、意匠法第60条の6第3項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字を記載する。また、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

（実用新案法施行規則の一部改正）

第二条 実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第11号）の一部を次のように改正する。
様式第二の備考4を備考5とじ、備考3を備考4とじ、同様式の備考2中「と記載する。」の下に「もとの意匠法第60条の6第3項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。）についての出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし、【平成何年何月何日提出の意匠登録簿】のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の日年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて、「—」のように入付フンを記載し、「(手数料の表示)」の欄の次に「(その他)」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○、意匠番号○○○」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の番号と意匠の番号を記載する。」を加え、同備考の次に次のように加える。

3 もとの出願が国際意匠登録出願にあつては、「【実用新案登録出願人】」の欄の「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、意匠法第60条の6第3項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字を記載する。また、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

（意匠法施行規則の一部改正）

第二条 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第12号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

（意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた旨を記載した書面等の提出の期間）

第一条の二 意匠法第六十条の七の経済産業省令で定める期間は、三十日とする。ただし、同法第六十条の六第三項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。）について同法第四条第二項の規定の適用を受けようとする者がその責めに帰することができない理由により当該期間内に同条第三項に規定する証明書を提出することができないときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）を経過する日までの期間（当該期間が七月を超えるときは、七月）とする。

（意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた旨を記載した書面の様式）

第一条の三 意匠法第六十条の七に規定する意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた旨を記載した書面は、様式第一の二により作成しなければならない。

第二条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 意匠法第六十条の三第二項の規定による国際登録出願（以下「国際登録出願」という。）についての願書は、別に定める様式により作成しなければならない。

第二条の次に次の三条を加える。

（国際登録の名義人の記載）

第二条の二 国際意匠登録出願又は意匠法第六十条の十四第二項に規定する国際登録を基礎とした意匠権（以下「国際登録を基礎とした意匠権」という。）についての請求その他の意匠に関する手続において書面を提出するときは、同法第六十条の六第一項に規定する国際登録（以下「国際登

録」という。）の名義人の氏名又は名称及び住所又は居所の記載は、当該国際登録に係る同条第三項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字でなければならない。

（国際登録に係る意匠の創作をした者の記載）

第二条の三 国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権についての請求その他の意匠に関する手続において書面を提出するときは、意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所の記載は、ハグ協定に係る出願のための実施細則301(c)に定める外国語でなければならない。

（国際登録に係る意匠に係る物品等の記載）

第二条の四 国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権についての請求その他の意匠に関する手続において書面を提出するときは、意匠に係る物品、意匠に係る物品の説明又は意匠の説明の記載は、英語でなければならない。

第八条の次に次の一条を加える。

（国際意匠登録出願に係る意匠登録出願の番号の通知）

第八条の二 特許庁長官は、国際意匠登録出願が基礎とした国際登録について意匠法第六十条の六第一項に規定する国際公表（以下「国際公表」という。）があつたときは、当該国際意匠登録出願に意匠登録出願の番号を附し、その番号を当該国際意匠登録出願の出願人に通知しなければならない。

第九条第三項にただし書として次のように加える。

ただし、もとの意匠登録出願が国際意匠登録出願である場合は、この限りでない。

第十二条の次に次の二条を加える。

（パリ条約等による優先権主張の証明書の提出の期間）

第十二条の二 意匠法第六十条の十二第二項の経済産業省令で定める期間は、国際公表があつた日から三月とする。

（信託）

第十二条の三 国際意匠登録出願に係る意匠登録を受ける権利の信託の受託者は、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

一 委託者及び受益者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め

三 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

四 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

五 信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨

六 信託法第二百五十八条第一項の受益者の定めのない信託であるときは、その旨
七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨

八 信託の目的

九 信託財産の管理の方法

十 信託の終了の理由

十一 その他の信託の条項

2 前項第二号から第六号までに掲げる事項のいずれかを記載したときは、同項第一号の受益者（同項第四号に掲げる事項を記載した場合にあつては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。）の氏名又は名称及び住所又は居所を記載することを要しない。

第十五条第一項中「若しくは様式第十四」を「様式第十四若しくは第二条第五項に規定する別に定める様式」に改め、同条第四項中「様式第十二」の下に「第二条第五項に規定する別に定める様式」を加える。